

LR T事業の運営を担う「官民連携による新会社」の設立について**1 目的**

総合的な公共交通ネットワークの基軸となるLR Tの運営を担う「官民連携による新会社」を設立するもの

2 新会社の概要について（今後開催する設立準備会，発起人会等において正式に決定）**(1) 新会社の名称**

（仮称）とちぎ県央LR T株式会社

(2) 事業内容

宇都宮市・芳賀町が基盤を整備するLR Tの運行に関する事業及びそれに伴う運輸事業，広告業，小売業等

(3) 組織体制

別紙のとおり

(4) 出資団体

- ・ 行政（宇都宮市（以下「市」という。），芳賀町（以下「町」という。））
- ・ 地元経済界（宇都宮商工会議所，金融機関等）
- ・ 地元交通事業者

(5) 資本金，出資割合等の考え方**ア 資本金**

- ・ 資本金により開業前に必要となる人件費等の費用を賄う。
- ・ 会社設立時における資本金の額は，会社設立後約3年間に必要となる額とする。
- ・ 会社設立後4年目には，社員の採用や運転士の養成など，運営体制の構築が本格化することから，これらに必要となる費用を賄うため，資本金の増資を行う。

イ 出資割合

出資割合は，新会社における出資団体の役割分担に応じて設定するものとする。

(7) 会社設立時

行政が主体的に各種計画の策定や運営体制の構築に向けた準備等に取り組むことから，行政が出資割合の51パーセントを確保する。

(4) 会社設立後3～4年目

運営体制構築の本格化に合わせ，国の出資を原資とする独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の出資制度（※1）の活用を図りつつ資本金の増資を行うこととし，行政の出資割合を49パーセントにするとともに，民間の出資割合を51パーセントに増加させる。

(7) 開業後，会社運営が安定化した段階

開業後，会社運営が安定化した段階で，改めて官民の役割の在り方を検討していく。

(6) 資本金額、出資割合等

ア 会社設立時

- ・ 資本金額 1億5,000万円（会社設立後約3年間に必要となる額）
- ・ 出資割合 行政 51%（市：40.8%，町：10.2%）
 ※ 市・町の割合は、軌道整備の距離按分（市4/5，町1/5）
 民間 49%（地元経済界，地元交通事業者）
- ・ 出資額 行政 7,650万円（市：6,120万円，町：1,530万円）
 民間 7,350万円（地元経済界，地元交通事業者）

イ 会社設立後3～4年目

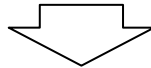
機構の出資制度の活用を図るとともに、地元経済界等の出資及び増資を得て、資本金を増資する。

- ・ 資本金額 10億円
- ・ 出資割合 行政 49%
 民間 51%（地元経済界，地元交通事業者）
- ・ 出資額 行政 4億9,000万円
 民間 5億1,000万円（地元経済界，地元交通事業者）

《出資構成のイメージ》

〔会社設立時：資本金 1億5,000万円〕

行政（市・町）51.0% （市40.8%，町10.2%）	民間（地元経済界，地元交通事業者）49.0%
7,650万円 （市 6,120万円，町 1,530万円）	宇都宮商工会議所，芳賀町商工会， 金融機関，交通事業者 7,350万円



〔会社設立後3～4年目：資本金 10億円〕

行政 49.0%	民間（地元経済界，地元交通事業者）51.0%
4億9,000万円	宇都宮商工会議所，芳賀町商工会， 金融機関，交通事業者 5億1,000万円

3 新会社設立までのスケジュール

平成27年 8月 9月議会に出資に係る補正予算案を提案
 10月～ 設立準備会，発起人会，設立総会，取締役会，登記申請，新会社設立

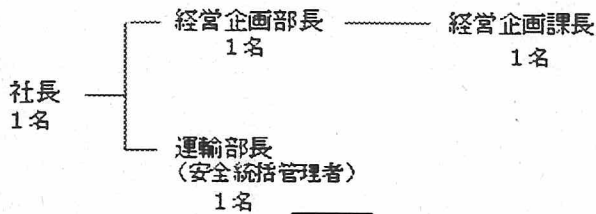
（※1）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資制度

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国土交通大臣の認可を受けた基準に従い、地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対して出資等を行うもの

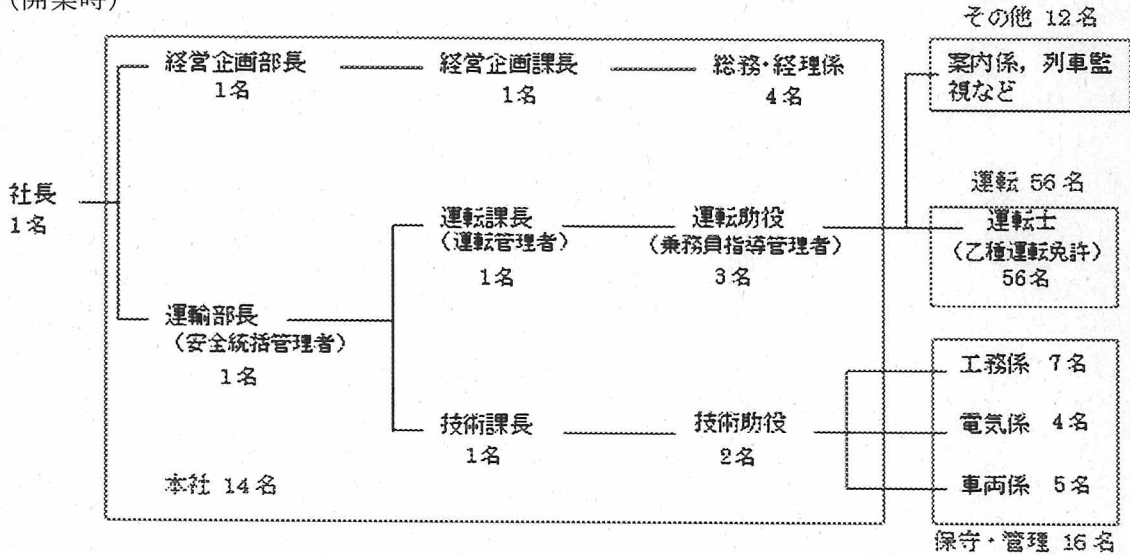
- ・ 根拠法 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」
- ・ 公布日 平成27年5月27日
- ・ 施行日 平成27年8月26日

○ 組織体制のイメージ

(会社設立時)



(開業時)



- ※ 安全統括管理者・・・輸送の安全を確保するための方針、事業、体制、方法等を定めなければならない「安全管理規程」を統括管理する者として、法令により選任しなければならない職（10年以上の経験者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者）
- 運転管理者・・・安全管理規程で定める列車運行の管理や、運転手又は車掌の資質の保持等を担うために法令により選任しなければならない職（10年以上の運転経験者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者）
- 乗務員指導管理者・・・運転管理者の行う業務のうち、乗務員としての資質の保持及び向上に関するものを補助させるために法令により選任しなければならない職（要件はなし）

○ 新会社の業務内容と年度ごとの人員体制

時期	主な業務内容等
会社設立時～3年目	軌道運送高度化実施計画等の策定、安全管理規程の策定、採用計画の作成、会社運営に係る庶務、会計、株主総会等の事務
会社設立後4年目～開業時	運賃認可、運転速度及び度数認可申請、運輸事業開始認可申請、土木・電気・車両に係る要員の採用、運転士養成、習熟運転、その他運輸事業開始に向けた準備

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
社長(1人)	1					
本社(14人)	3	2		1	8	
その他(12人)					12	
運転士(56人)				10	46	
保守・管理(16人)					16	
新規雇用者数	4	2	0	11	82	0
合計数(99人)	4	6	6	17	99	99